

令和4年門審第25号

裁 決
遊漁船瑠璃乗揚事件

受 審 人 A
職 名 瑠璃船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人Aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和3年6月26日14時05分
長崎県壱岐島東岸
- 2 船舶の要目
船種 船名 遊漁船瑠璃
登録長 9.94メートル
機関の種類 ディーゼル機関
出力 254キロワット
- 3 事実の経過

瑠璃は、船体ほぼ中央部の操舵室内に、レーダー及びGPSプロッターを装備し、同室天井に見張りを行うことができる開口部を設けたFRP製遊漁船で、A受審人が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和3年6月26日02時55分佐賀県呼子港を発し、壱岐島の北方沖合約12海里の釣り場に向かった。

A受審人は、04時50分釣り場に到着して釣り客に遊漁を行わせた後、13時10分同釣り場を発進して帰途に就き、壱岐島東岸に沿って南下することとし、13時54分半僅か過ぎ芦辺港外防波堤南灯台（以下「芦辺港南灯台」という。）から035度（真方位、以下同じ。）2.6海里の地点で、針路を171度に定め、21.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、遠隔操縦のコントローラーで手動操舵により進行した。

その後A受審人は、操縦席上方に設置した椅子に腰を掛け、操舵室天井の開口部から上半身を同室屋根上に出し、両肘を屋根上に置きながら背中を同開口部にもたれる姿勢で操船を続け、壱岐島の左京鼻が右舷方約1海里となる頃周囲に航行の支障となる船舶が見当たらず、天候も穏やかで平穏な海上を航行していることと、食事後の満腹感で気が緩んだこととで眠気を催し、そのままの姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったが、もう少しで左京鼻沖合の転針予定地点なので眠気を感じても我慢できるものと思い、立った姿勢で操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらずに続航し、いつしか居眠りに陥った。

A受審人は、居眠りしたまま、14時02分僅か過ぎ芦辺港南灯台から105度2.0海里の地点に達し、無意識で遠隔操縦のコントローラーのダイヤルを動かしたことで、緩やかに右転しながら壱岐島東

岸に向かって進行することとなり、14時05分芦辺港南灯台から130度2.1海里の地点において、瑠璃は、船首が225度を向いたとき、原速力のまま、壱岐島東岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、船底に亀裂及び舵に破損等を生じたが、のち修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、壱岐島東方において、呼子港に向けて帰航中、居眠り運航の防止措置が不十分で、同島東岸に向かって進行したことによって発生したものである。

A受審人は、壱岐島東方において、呼子港に向けて帰航中、天候も穏やかで周囲に航行の支障となる船舶が見当たらず、食事後の満腹感で気が緩んで眠気を催した場合、操縦席上方に設置した椅子に腰を掛けた姿勢を続けて居眠り運航とならないよう、立った姿勢で操船するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかしながら、同人は、もう少しで左京鼻沖合の転針予定地点なので眠気を感じても我慢できるものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、居眠りに陥ったまま緩やかに右転しながら壱岐島東岸に向かって進行して乗揚を招き、船底に亀裂等を生じさせるに至った。

以上のA受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年1月17日

門司地方海難審判所

審判官 栗原和栄